平成２６年（フ）第９０号
秋田市土崎港北５丁目３番34号　東栄荘
債務者　三浦　直士
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２号
長野市青木島町大塚438番地１　レオネクストガーデンテラス大塚103号
債務者　髙木　　祥
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲705番地２　坂本アパート１号室
債務者　西川　昭一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１３号
高知県須崎市大間本町20番１号、住民票上の住所高知市潮新町１丁目２番36号
債務者　明神八千代
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１６号
高知県吾川郡仁淀川町久喜2518番地１
債務者　樋裏　文男
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１９号
高知県高岡郡四万十町里川188番地、前住所高知市札場８番13号ベルカント札場103
債務者　浜口　亜矢
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第５８号
宮城県栗原市一迫真坂字清水平館１番地１市営清水平館住宅Ｃ－２号
債務者　加藤　絵里
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
福井市田原２丁目34番28号
債務者　中西はるみ
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９８号
福井市田原２丁目34番28号
債務者　中西真由美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
福井市漆原町第15号３番地　森田東団地３号館117号室
債務者　山　　博美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―501号
債務者　石川　青児
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５８号
兵庫県三木市吉川町西奥536、住民票上の住所兵庫県三木市吉川町西奥415番地
債務者　堀田　幸子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８５号
神戸市須磨区妙法寺字桜ノ畀地108番地の２妙法寺コーポ404号
債務者　中尾　　剛
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２１号
神戸市東灘区御影石町４丁目14番14号
債務者　近藤　和美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２号
神奈川県横須賀市長沢１丁目10番３号　マリンライフⅡ103
債務者　山田恵美子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第７６号
神奈川県横須賀市森崎１丁目12番３号
債務者　清家　一夫
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第７７号
神奈川県横須賀市森崎１丁目12番３号
債務者　清家美代子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部